

コンクリートの圧縮強度試験供試体の写真管理について

1. 共通仕様書の記載

コンクリートの圧縮強度試験の写真管理基準（品質管理）については、**「圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの」**と記載。（共通仕様書土木工事編（平成25年10月1日）より）

2. 写真管理基準を遵守できる手段は、下記のいずれかの方法によるものとする。

(1) 供試体確認版等を用いる方法

①供試体型枠の内側の側面に、所定の事項を記入した供試体確認版を貼り付け、コンクリートを打設する。

②圧縮強度試験前に供試体確認版等を撮影し、供試体型枠にコンクリートを投入した時のものと同一のものか受注者が確認する。

※供試体確認版等とは、NETIS登録されたもののほか、名刺又はコピー用紙等を含む。

ただし、NETIS登録製品以外を用いる場合は以下に注意すること。

- ・名刺の場合は、立会者の名刺とし、工事番号、工事名、コンクリート規格、採取日を記入すること。
- ・コピー用紙等の場合は、工事番号、工事名、コンクリート規格、採取日、立会人名を記入すること。
- ・名刺、コピー用紙等の場合、コンクリートの水分により記載文字の確認が困難とならないように注意すること。

(2) 供試体型枠及び供試体に直接記載する方法

①供試体型枠にコンクリート投入時、型枠外面に工事番号及び供試体を特定できる任意の番号・記号等を記入し、工事黒板に工事名、コンクリート規格、採取日、立会人名を記入する。供試体型枠および工事黒板を当該現場であることがわかるように背景とともに撮影する。

②供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した工事番号及び任意の番号、記号等と同一のものを頭部にも記入し、2ヶ所の工事番号及び任意の番号、記号等が1枚の写真でわかるように型枠脱型前に撮影する。また、工事黒板に工事名、コンクリート規格、試験日、立会人名を記入し、供試体とともに撮影する。

※型枠外面及び供試体頭部に工事番号の記入が困難な場合は、工事黒板に工事番号を記入すること。

(3) その他、受発注者協議により定める方法

3. その他

上記2における「確認できる手段」を実施した場合においても、受注者が生産者等（コンクリートプラント担当者等）に品質確認のための試験を代行させる場合は、試験の臨場は必要であるため注意すること。

なお、公的試験機関に試験を代行させる場合は、臨場を要しない。